

## 美容師の賃金・労働条件の問題

以前、美容師の友人が仕事帰りに交通事故にあった。深夜2時に店を出て、翌日も早朝出勤だからと自転車で帰路を急ぎ、赤信号を無視して道路を横断したところで車と衝突した。フロントガラスが粉々に割れるほどの大事故になり、目がさめたら病院のベッドにいたという。

美容師が早朝から深夜まで働き続けるのは珍しいことではないようだ。平成27年賃金構造基本統計調査によると、「理容・美容師」（正規雇用、以下同じ）の1か月の所定内実労働時間数は174時間、超過実労働時間数は8時間なのだが、多くの美容室では、閉店後、補助的業務を担うアシスタント職を中心に、労働時間として扱われない、技術習得のための「練習」が深夜まで行われている。しかも、美容業界では週休2日制がほとんど浸透していないともいわれる。

このように大きな負担を伴う働き方であるにもかかわらず、賃金構造基本統計調査で理容・美容師の賃金をみると、現金給与月額が232,800円、年間賞与等は61,500円（年収にして280万円程度）という低水準にとどまっている。美容師の友人は「若い女性客が、結婚相手の年収は600万円以上欲しいというのには驚いた。世間で600万円が高いのか低いのかわからないけれど、そんなに稼ぐ美容師は私の周りにひとりもない。私、ボーナスなんかもらえないし。この業界では、お店にいる時間をもとに時給を計算するなんて、絶対にやったらダメ」と笑う。加えて、道具費、練習材料費、講習費といった高額な諸費用の支出も不可避で、多くの美容師は厳しい生活を強いられている。そのうえ、シャンプー、パーマ液、カラー剤等の薬剤による皮膚炎や中腰・前傾姿勢による腰痛、腱鞘炎など、業務遂行上の身体的負担も大きい。

こうした背景もあって、美容師の離職率は高く、入社1年目で45%、5年目以上では88%に及ぶとする調査もある（松本啓子（2012）「美容師の社会的スキ

ルレベルと離職の関連性」）。賃金構造基本統計調査によると、理容・美容師の平均年齢は30.2歳で、他職種と比べて最も低い。勤続年数6.7年というのも最も短い部類に入る。

美容師になるには、理容師・美容師養成施設で2～3年の課程を修了し、国家資格を取得しなければならない。ただし、実践的な美容技術は、就職後に先輩の指導のもとで習得するものとされている。現状では、多くの若者が苦勞して国家資格を取得しながら、技術を十分に習得できていないアシスタント職の段階で業界から去っている。これは当事者にとって大きな損失である。

連合の地方組織の労働相談担当者に美容師からの相談状況を尋ねてみたら、「以前は結構あったのに、最近ではめっきり少なくなった。数年前に大手エステサロンの劣悪な労働実態が社会問題化したのを契機に、業界の労働条件が多少改善したのが一因かもしれない」とのことだった。もちろん、一部で改善がみられたとはいえ、総じていえば、賃金・労働条件は厳しいままだ。けれども、私の友人を含めて多くの美容師は、そんな現状も仕方のないことだと自らに言い聞かせているかのようでもある。

美容師の労働実態を垣間みるにつけ、業務に不可欠な技術を習得するための研修や練習は、就業規則等で参加が強制されていないことを理由に労働時間として扱わず、費用も自己負担とすることが適当なのか、あるいは薬剤や姿勢の身体的負担に関して、労働安全衛生上、適切な対処がなされているのか、きちんと検証してみる必要があるように思われる。美容師の労働問題を取り上げた調査研究は思いのほか少なく、労働組合の取組みもこれまでは限定的であったが、実態を把握し、賃金・労働条件や職場環境の改善に向けた運動、施策を行うことが求められている。

（連合総研研究員 柳 宏志）